

問題提起・討論・質疑応答

<司会者>

それでは、プログラム後半の討論に移りたいと思います。

当館は、客員調査員として、神奈川工科大学基礎・教養教育センター教授の山本聡先生をお迎えしております。最初に、山本先生から、ブルマンさんの講演に対するコメント、問題提起等をいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

<山本客員調査員>

神奈川工科大学の山本と申します。

ブルマンさんのお話は、とても広く、子どもに関する様々な対応——例えば、0歳からのプログラムがある等——を伺いました。英国の子どもの捉え方は、2つの点で、ためになるのではないかと思いました。

「子ども観」の違い

1つは、大きく捉えると、「子ども観」とも言えるものです。すべてそうだとは言えないのですが、アメリカ的な捉え方は、「子どもも一人前の大人」、「市民社会のパートナー」として、自立した存在として認めています。その代わりに、悪いことをした場合には、それ相応の責任をとらせよう、という考え方です。一方、英国では、子どもは保護すべき存在ではないのか、という考え方が前提にあるのではないかと思います。小さいうちから、きちんと子どもにとって最も良い環境を作ってやり、それで問題が起きてしまった場合には、それ相応の責任を負わせることが必要かもしれない。しかし、十分な保護を行っていないのに、処罰だけをしようというのは片手落ちではないか、ということに英国は気付いたのです。子どもは保護してあげましょう、そしてその保護を途中で投げ出したりしない。まじめに、しつこいくらいに対応していこう、という考え方が見られます。アメリカの「厳罰」的な子どもへの対応に対して、英国では、「厳格」と言ってよいかと思います。まじめに、きちんと、諦めずに対応していこう、ということなのだと思います。その代わりに、おそらくお金もかかるのでしょし、様々な部署が、連携して対応していかななくてはならないということだと思っています。

子ども対策は地方自治体に

2点目は、英国の場合は、子どもに対する対策を中心になって実行していく責任部署は、国ではなく、地方自治体に任されているということです。先ほど、YOTが紹介されていましたが、責任機関が、地方自治体であるということです。YOTが、地域社会との関わりの中で、様々な人材を投入しながらきちんとした対応をしていこう、そのためのプログラムを細かく作っていくということだと思っています。日本でこれができるか、というと、なかなか難しいと思いますけれども、アメリカのような形で、「好きにやって。君たちも大人なんだから、悪いことをしたら厳罰ですよ」という方向で行くのか、きちんとした対応をして、子どもを育てていく方向のどちらをとるか、ということだと思っています。

子どもたちが何か悪いことをして、少年院に入れられたような場合でも、1年ほど経てば、

必ず自分の地域社会に戻ることにあります。戻っていく地域社会が変わっていなければ、排他的にならざるを得ないのです。「あいつはこんなひどいことをやった奴だ」というのをずっと引きずることになるのです。その意味では、犯罪というのは、地域全体が一つの要素となって起きているわけですので、その地域の中で問題解決をしようというのは、たいへん重要な考え方だと思います。アメリカをはじめとして、ヨーロッパの国々などにも、こういった捉え方があり、これは「修復的な司法」(Restorative Justice、「修復的正義」といったほうが正しいという学者も多いのですが) というものです。

ブルマンさんから、色々な形での子どもに対する対応(司法段階での措置)についてもお話いただきました。昨今の考え方としては、「刑罰」というものではなく、広い意味での「サンクション(制裁)」というように捉えることが必要だと思います。きちっとした司法機関を通して「君は悪いことをしたから、こういう罰が与えられます」という段階には、まだ至っていない子どもたちがたいへん多いわけです。そういう子どもたちを、一般の人たちは何となく憎らしく思って、懲らしめたいのだけれども、なかなかそれができない。それならば、課題を与えたり、ボランティア的なことをやらせたり、あるいは、色々な問題が起きてくるたびに、原因となっていた問題を解決しながら課題を与えていこうということなのです。そうすれば、その子どもたちは、変な言い方ですけども、そちらに時間をとられることになり、自由に遊べないわけです。それは子どもたちにとって、一つの制裁にもなるわけです。そういった前向きな対応をしていくことは、一つの制裁になりはしないか、それは決して刑罰ではなく、私的なものではあっても、根本的措置なのではないかというふうに思うのです。ただそれには、お金やマンパワーが必要だと思います。社会の中には、人材は色々あると思う。例えば、ポスト・ドクターの人たちは、たいへん優秀な能力を持っているにもかかわらず、社会ではなかなか活かされていない。そういう人たちを取り込んで、プログラムを作り実行していくというのも、一つの道かもしれません。ですから、優秀なのに有効に使われていない人々を取り込んでいくなり、あるいは自治体を中心になって、実行部隊として様々な人材を取り入れていこうというのは、是非必要だと思います。

もっと言うと、司法権というものが、国に一手に独占されているわけですが、犯罪とはまだ言わなくてもよいような行為に対しては、早目に地域で対応できるような権限を与えることも必要かもしれません。なかなか難しいのは、それがヒステリックな民衆の盛り上がりになってしまうと、これはたいへん恐ろしいことで、そこは注意しないといけません。国のきちんとした監督というのが必要になると思います。ただし、地方に対しても自治体に対しても、「自由にやって構わないですよ。今は地方分権の時代ですから。けれども、起きたこと責任はきちんと取りなさい」ということで、結局、あまり一生懸命に思い切つてできないような状況があったりします。監督はするけれども、きちんとした形で計画を立て、真面目に、しかもそれなりの人材や財源をある程度手当して、努力さえすれば、それなりの効果は上げられるというような状況を作った上で、地域に任せる、というようなことが必要になってくると思います。

以上の2点ですが、日本でもできれば、とても良い形になるのではないかと思います。

地域社会再生の妙案は

ブルマンさんに一つ質問があります。

お話いただいた各種プログラムを実行していくためには、地域社会のコミュニティがたいへん重要になってくると思いますけれども、日本では、地域社会の協力が失われてきている。人間の結びつきがとても弱くなってきているところもあります。英国においても、貧困階層の人々が暮らす場所であったり、様々な人種の問題があったりするような場所では、コミュニティが崩壊しているような地域というのがあると思います。そういった場所では、プログラムは実行しにくいと思います。そこで、地域社会を再生していくために、何か良い案はあるのかどうかということです。

<ブルマン氏>

私の発表について、感想、コメントをいただき、ありがとうございました。

山本先生のお考えについては、私もほとんどの部分は賛同いたします。質問の地域社会の問題ですが、おっしゃったとおり、英国の一部には、非常に貧困な地域もありまして、地域社会をベースとしたアプローチを採ろうとしても、そもそも地域社会がまとまっていないという困難があります。それを前提にした上で、政府としては、戦略的に考える必要があると認識しています。目標達成の責任は、自治体に委譲されます。我々が考えているほとんどのプログラムは、そもそも、地域社会をベースとしたものです。地域社会をベースとするプログラムが成功するためには、時には、1人か2人の個人が頑張るということも必要です。ある地域社会において、たとえ1人か2人であったとしても、自分の地元を変えたいという強い希望を持ち、努力する人がいます。このような能力とやる気のある人たちが、影響力を行使したいと思い、その気持ちを発揮した場合、国ができることといえば、例えば資金面でサポートすることです。資金的なサポートによって、近所や住人同士のつながりを回復することに力を入れることができます。

「人生の最良のスタートを切らせる」プログラム

0歳児から3歳児を対象とした「シユア・スタート」(Sure Start. 人生の確実なスタートを切らせる)というプログラムについて、私の個人的な体験をご紹介します。

私とそのプログラムの担当者に選ばれたのは、私が、問題が起こっている地域の出身で、地域の家族や地域社会がどういう問題に直面しているか、私が自ら経験していたためです。私は担当責任者として、その地域に必要な機能・役割を果たしてくれる人材を、地元から私自身が人選し、集めることができました。女性にも参加してもらうために、例えば、生け花のようなごく小さな取組みから始めました。疎外感を抱き、引きこもりがちな人たちにも、外出してもらえるような機会を創ろうと考えました。運動を広げ、1年以内には、地域全体の親の代表者にもそうしたプログラムに参加し、地域社会で何をするのかの意思決定に、加わってもらえる体制ができました。

しかし、近隣同士で断絶があるとか、うまくつながりを結ぶことができない、という困難を抱えた地域も依然としてあります。しかし、地域のどの子どもにも、最良の人生のスタートを切らせようという目的のもと、最良の結果を出していくよう努力するということは、地域全体にとっての動機付けになったと思います。地元の人たち自身が参加し、結果として目に見える変化が地域で起こってくると、さらにやる気が高まっていきました。公園の環境が整備され、保育園などが良くなる、無料で通える学校ができるなどの成果が出てくると、参加者はプログ

ラムの効果を、はっきりと認識するようになります。そういう動きが高まってくると、地域社会全体へ関わりが広がっていき、例えば、自治体が、トレーニング・コースや医療保健に関するコースを提供すると、すぐに参加希望者で枠が埋まるというようになりました。実際にプログラムに参加した個人的な経験から、地域社会ベースでプログラムを実施する場合には、地域社会に基づいた対策と行動を着実に実行することが、成功のカギであると思います。

<司会者>

それでは、会場の皆さまからの質問、発言等をお願いしたいと思います。ブルマンさんの講演内容や、今のお二人のやりとりに関して、何でも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。

<質問>

親の責任についての質問です。英国の刑事責任は10歳以上だと思えますけれども、10歳未満の子どもが、加害者になった場合の親の責任はどうなっているのか。これが一点です。先ほど、ガイダンスとかカウンセリングとか言われましたが、例えば、10歳未満の子どもが殺人を犯したような場合、それに対する親の責任は、ガイダンス程度で果たせるのかどうか。

それからもう一点。子どもが被害者になった場合の責任はどうなるのか。例えば、夜に子どもだけで家にいて、事件・事故に巻き込まれた場合の親の責任は、ガイダンスとカウンセリング（これらは1か月ぐらいで終わると思いますが）で済むのか。それとも、場合によってはもっと大きな責任を負わなければならないのか。

3点目に、もし子どもが器物損壊等をした場合の親の責任はどうなるのか。例えば、学校などの公共物の器物損壊をした場合、自動的に親に対して責任が負わせられるのかどうか。

<ブルマン氏>

子どもが犯罪に巻き込まれる過程において、親が保護者として最も重要な役割を担っていることは言うまでもありません。したがって、子どもに対する親の責任は、極めて重要視しています。同時に、いわゆる養育スキルについては、これは学び得るものであると私どもは考えています。ですから、自分の子どもがしっかりと成長していくための養育スキルを、親が習得できるようサポートすることが必要です。とりわけ、子どもの安全面についてはそう言えます。例えば、外出禁止命令に違反した子どもがいた場合、ソーシャル・ワーカーもしくはYOTのメンバーが、監督することになります。その際に、併せて追加的に親に対して、「養育スキル向上プログラム」などのサポートを提供することがあります。また、子どもが児童安全命令に違反したような場合には、その親は、カウンセリングを受け、養育スキルの向上を図るという「保護者に対する命令」を受け、対処方法を学ぶことになります。

繰り返しになりますが、親の責任は、青少年の育成にとって極めて重要であり、私どものプログラムでは、親に対して必要な養育スキルを身につけさせ、子どもの養育・監護をしっかりと行えるような体制作りを支援しています。

<質問>

親の刑事責任はどうなっているのか、ということをお教えください。刑事責任は一切問われないのかどうか。

<ブルマン氏>

ご質問については、司法省に確認の上、後日お答えすることによろしいでしょうか。（*）

<山本客員調査員>

私の方から、分かる範囲で補足いたします。

10歳未満の子どもが殺人行為を行ったような場合、子どもに責任を負わせることはできません。それは当然のことなのですが、親のほうにも刑事罰を与えることはできません。ですから、民事的な賠償を行うか、先ほどブルマンさんの説明にあったプログラムによる制裁を与えることとなります。その内容としては、被害者あるいは被害者遺族も含めた形で、先ほど申しましたような「修復的な司法」という思想の下に、被害者、加害少年、家族、地域社会の人たちが話し合いをすることによって（すべてがまとまるわけではないのですが）良い方向に持っていくという方策が一つあります。

* 後日、ブルマン氏から次のような回答があった。

刑事責任を問うことのできる年齢を引き上げるつもりはありません。10歳ともなれば子どもでも十分に、非行と深刻な犯罪との区別はできるはずで、10歳から刑事責任を問うことによって、さらに犯罪行為を犯すのを早期に防ぐことができますし、また、自分の犯した不法行為に対する自己責任の感覚を育むことにもなります。

10歳の子どもの介入するのは、懲罰的ではなく、更正を図ることを意図したものです。この年齢の子どもの犯罪に対する一般的な対応は、警察による譴責（reprimands）、最終警告（final warnings）等です。これは前司法的介入です。

地方の「少年犯罪対策チーム」には、社会奉仕や医療の専門家も加わっており、刑事司法システムだけでは満たすことのできないニーズにも対応することができます。必要とあれば、さらなる調査と支援のために、「青少年メンタルヘルス・サービス」等の他の法定機関に委ねることも可能です。

10歳未満の子どもの親の責任を強化するために、「保護者賠償命令」（PCO）という制度が導入されました。昨年、イングランドの10の地方自治体で試験的に施行され、その成果次第で、来年以降、イングランドの他の地域やウェールズにも順次導入していく予定です。

10歳未満の子どもが、10歳以上であれば犯罪となる行為あるいは反社会的行動によって、他人の財産の剥奪や喪失又は損害を引き起こした場合、当該行為の反復を抑止するために、子の親に賠償をさせます。PCOによる賠償は、自発的な賠償が行われず、地方自治体から治安判事裁判所に請求があった場合に、発動されます。PCOは、子どもの行為の原因となった問題を解決するための支援プログラムとともに発動されることを想定しています。

被害者は、下級裁判所において、加害児童の親に対し、損害及び損失の賠償請求を行う

ことができます。しかし、そのためには、加害児童の親が、子どもに対するしかるべき監督を怠ったことを証明しなければなりません。その証明は、実際には非常に困難です。

<質問>

子どもに対して責任を問うということはできないのですが、親に対しては、「保護者に対する命令」という制裁が可能なのではないのでしょうか。

<山本客員調査員>

「保護者に対する命令」は、1998年の犯罪・秩序違反防止法によって、新しい形で徹底されたものです。それは、まず裁判所が命令を出すわけですが、その前提となる刑事責任が本人には課せられないわけです。ということは、裁判することができない、被告にはなれないわけです。そういう意味では、地域の YOT を含めた形での対応、ということになると思います。「保護者に対する命令」の場合は、それに対応した形で裁判で判決を下して、裁判所が親に対して命令を下すという形になりますので、まずは、裁判が行われるような年齢になることが前提になると思います。司法的な問題なのか、福祉的な問題なのか、という形で考えてみれば、少し分かりやすいかと思います。

<質問>

10年戦略について伺います。この中で、若者がポジティブな活動に参加する上で、教師が責任ある大人として献身的な役割を果たすことが重要であるとされています。そうすると、英国の教育者は、学校や教育現場などにおいて、かなり厳しいプレッシャーといますか、業務体制にあると思うのですが、そういったエキストラ・カリキュラムを提供するためのインセンティブ、あるいはエンカレッジメントには、どのようなものがあるのでしょうか。それともこれは、完全に教育者の自発性に委ねられているものなのでしょうか。

<ブルマン氏>

延長学校 (Extended school) というプログラムがあります。これは、ある特定の日に、どの学校においても、午前 8 時から午後 6 時まで学校の敷地を開放するというものです。このプログラムを導入する前は、学校が開いている時間は、およそ朝 6 時から夕方 3 時半ぐらいまででした。これは、働く親が子どもを見ることができない時間帯を考慮したもので、みんなを囲い込むケア (Wrap around care) と呼ばれています。延長学校で敷地を開放すると、地域社会の中で、学校がいわば中核的な拠点という役割を果たすようになります。青少年が参加できる建設的な活動を拡大することができる基盤、アクセスの基盤が増えたこととなります。親、教師、あるいは地域社会のリーダーが、何らかのプログラムを主導しても構いません。当然、教師が果たす役割はありますが、教師だけではなく、地域社会の人々や、地方自治体のサービス提供当局が、役割を果たす余地もかなり大きいと考えられています。このような追加的なサポートについては、共同体全体が参加することが望まれます。

<質問>

少年たちが犯罪を犯しても裁判に持ち込まないということを考えると、やはり居場所を見つける——学校に適応するとか、あるいは職業に就くなど——ことが、必要だと思うのですが、「青少年のための有意義な活動プログラム」というのは、この点について、どのあたりまで責任を持つコンセプトなのでしょうか。

<ブルマン氏>

YOT やその他のルートから青少年が司法の枠組みの中に入ってきた場合、「資産管理計画」と呼ばれる国レベルの評価プログラムが作動することになっています。犯罪行為を行った場合、その根本原因、リスク要因がどこにあるのか、ということを確認し、犯罪を犯した青少年に、具体的に対応できる教育プログラムを実施します。いわゆる正規教育ではなく、非正規教育の分野ということになります。こういった教育プログラムを提供することによって、当該青少年は、自らの人生において、成功を勝ち取っていくという道にもう一度戻るができる場合があります。また、正規教育に戻っていくこともできるようになります。アクセスの枠組みの中で、様々な生育環境を背負った子どもたちに適したプログラムも提供しています。例えば、青少年包括プログラムは、こういった青少年自身が希望を持ち、願望を高く持つようにサポートしていくものです。こういったプログラムが目標とするのは、青少年が自分たちの人生において、成功を勝ち取ることができるように支援することにあります。

<山本客員調査員>

「保護者に対する命令」に関連して、“National Academy for Parenting Practitioners” というのが創設される予定だと聞いています。しつけができない親に対して、親業を指導するアカデミーということですが、具体的に、どういう人たちを集めてどんなことをするのか、分かっていることがあれば教えていただけるとありがたいです。

<ブルマン氏>

「親業訓練プログラム」や「家族介入プロジェクト」という、既に実施されているプログラムがあります。「家族強化プログラム」とか「共同体強化プログラム」といった名称がついているものも知られています。教える側のスタッフですけれども、こうしたことを教えるための教育訓練をきちんと受けたスタッフが教えます。

National Academy for Parenting Practitioners は、この2007年9月に立ち上げられました。親がきちんと養育できるようにするためのサポートを改善することが、この学校の目的です。親業に関係する指導者に対する研修を行うとともに、この指導者が地域社会において、直接親をサポートするケースワーカー、教師、医療や警察などの関係者に対して研修を行うという形で、最終的には子どもに対する親の対応を改善し、サービス全体の改善を実現するものです。教育・養育に関する国の学術研究の拠点、また、各地において親業を教えなければならない人たちに對しても、実務的なサポートや解決策を提供する拠点となるものです。これは、イングランドでも新しいコンセプトであり、非常に大事な施設だと思います。これによって、親をサポートするプログラムが強化されることになります。

(調査及び立法考査局調査企画課編集・整理)